

証明書発行機関に関する規程

1. 証明書発行機関の認定の概要

証明書発行機関としての認定は、希望する者の申請に対し、厚生労働省医薬食品局食品安全部長、農林水産省消費・安全局長及び水産庁長官による審査並びにロシア政府との協議結果を踏まえ、証明書発行機関として適切であると認められる場合に行う。証明書発行機関は輸出者の申請に基づき、証明書を発行するものとする。

2. 証明書発行機関の認定申請

証明書発行機関は、(1)に掲げる要件のすべてを備える者であり、(2)の申請書類の提出により、証明書発行機関としての認定を受けることができる。

(1) 証明書発行機関としての要件

ア 証明書発行機関として適格である者として次に掲げる事項をすべて満たしているものであること。

法人格を有すること。

食品衛生法第4条第9項に規定する登録検査機関であること。

証明書発行業務を行う方針、手続及び運用が差別的でなく、客観性及び公平性を確保するための組織運営機構を有すること。

証明書発行業務とその他の活動とを区別する方針及び手順を有し、関連機関の活動や営利的、財政的その他の圧力に影響されないこと。

実施機関としての組織運営に必要な要員、施設及び財政的安定性を有すること。

証明書発行業務に係る記録を適切に作成、保管するための取決め及び業務の過程で得られる情報の機密を保持するための適切な取決めを有すること。

イ 証明書発行申請者との利害関係を有しない者として、次に掲げる事項をすべて満たしているものであること。

株式会社である場合にあっては、証明書発行申請者がその親法人(会社法(平成17年法律第86号)第879条第1項に規定する親法人をいう。)でないこと。

役員に占める証明書発行申請者の役員又は職員(過去2年間に当該証明書発行申請に係る者の役員又は職員であった者を含む。)の割合が2分の1を超えないこと。

代表権を有する役員が、証明書発行申請者の役員又は職員(過去2年間

に当該証明書発行申請に係る者の役員又は職員であった者を含む。)ではないこと。

ウ 証明書発行業務を実施する上で十分な能力を有する人員及び設備を有するものであること。

(2) 提出書類

別紙様式 8 の認定申請書

別に掲げる申請手順に従って、適切に証明書発行を実施できる体制を整えていることを示す以下に掲げる資料

ア 定款の写し

イ 組織の概要を示す資料

ウ 組織の財務状況を示す資料

エ 役員の氏名及び略歴

オ 手数料に関する資料

カ 申請者が株式会社である場合は、主要な株主構成

キ 食品衛生法第 4 条第 9 項に規定する登録検査機関として登録されていることを示す官報の写し

ク 証明書発行人員、全国的な証明書発行体制、ISO 認証等の第三者機関による特別な認定等について示す資料

ケ 過去の輸出検査実績又は輸出証明書発行に関わったことを示す書類

コ 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律(昭和 25 年法律第 175 号)第 17 条の 2 に基づき登録認定機関として公示されている場合は、その官報の写し

サ 食品衛生法又は農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律に基づく処分が行われた場合は、その関係書類及び処分期間が経過したことを示す書類

(3) 申請先

(2) に掲げる書類を下記のあて先に正本を 3 部提出すること

〒100-8907 東京都千代田区霞が関 1-2-1

水産庁漁政部加工流通課水産物貿易対策室 輸出担当

電話 03-3502-8111(内線 6610)

03-3501-1961(直通)

FAX 03-3591-6867

3. 認定証の交付

厚生労働省医薬食品局食品安全部長、農林水産省消費・安全局長及び水産庁長官は 2. により申請があった場合、2.(1) に掲げる要件を満たしている

かを審査し、必要に応じて当該職員に立入調査を行わせることができるほか、ロシア政府との協議結果を踏まえ、証明書発行機関として適切であると認められる場合、申請者に対して別紙様式 9 の認定書を交付する。

4 . 証明書発行機関への指導・検査

(1) 指導

監視安全課、畜水産安全管理課及び加工流通課は、証明書発行機関に対し、証明書発行業務の適切な実施に当たり必要な指導を行うものとする。

(2) 検査

監視安全課、畜水産安全管理課及び加工流通課は、証明書発行機関に対し、証明書発行業務を適切に実施しているか確認する観点から、検査を行うものとする。

(3) 認定の取消し

厚生労働省医薬食品局食品安全部長、農林水産省消費・安全局長及び水産庁長官は、証明書発行機関について、次のいずれかの場合に該当するときは、当該証明書発行機関の認定の取消し等必要な措置を講ずることができる。

2 .(1) に掲げる認定要件を備えていないと認められる場合

輸出者からの申請に対し、正当な理由なく証明書を発行しなかった場合

証明書発行業務を行う上で不正行為があったと認められる場合

(2) の検査を受けることを拒否した場合

その他相当の理由があると認められる場合

5 . 認定申請事項の変更及び認定の取消し

認定申請時の申請事項について変更があったときは、証明書発行機関は、上記申請先に対し、別紙様式 1 0 によりその旨申請するものとする。

また、証明書発行機関がその認定の取消しを希望する場合は、別紙様式 1 1 に必要事項を記入の上、2 .(3) のあて先に提出するものとする。